**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十三年四月六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十六日

沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山四六〇番地
農事組合法人呉我山果樹生産組合
清算人　平安山　清

**配当公告**

群馬県高崎市剣崎町一二五一番地三
破産者　アキモト建設株式会社

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十二年（フ）第四一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二一〇、七八二、四四二円

一、配当することのできる金額
金六二、一四九、八三三円

平成二十三年八月十六日

群馬県高崎市檜物町一八番地
破産管財人　弁護士　横地　宏紀

**配当公告**

千葉県南房総市千倉町瀬戸二九四四―二〇ミラマール千倉六〇四号、住民票上の住所愛知県愛知郡長久手町大字岩作字中立花四五番地
破産者　松葉　敏道

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二〇三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金五六、七二六、八六五円
（内優先的破産債権額　金三三、四二七円）

一、配当をすることのできる金額
金一二、六一一、一四九円
（内優先的破産債権額　金三三、四二七円）

平成二十三年八月十六日

名古屋市中区金山一―九―一七金山スズキビル八階金山総合法律事務所
破産管財人　渥美　雅康

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県上北郡六戸町小松ケ丘一丁目七七番地一〇三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大下　康廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

青森県三沢市桜町一丁目二番一号三沢ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田　典子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県小美玉市佐才四〇六番地、最後の住所東京都新宿区西早稲田三丁目一七番一三号荒木荘四号
被相続人　亡　片岡　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

茨城県小美玉市栗又四ケ一番地
相続財産管理人　司法書士　藤井　里美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県鳩ヶ谷市緑町二丁目二番地一七、最後の住所埼玉県鳩ヶ谷市緑町二丁目二番地の一七
被相続人　亡　遠藤　二雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

埼玉県川口市栄町三丁目二番一号ＫＩＫビル二階金子治男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金子　治男

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県上尾市大字上一二一〇番地一、最後の住所埼玉県上尾市大字上一〇九一番地一六
被相続人　亡　甲斐　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―二〇日建高砂ビル四階弁護士法人高砂法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　裕也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区南長崎五丁目三八六〇番地、最後の住所東京都豊島区南長崎五丁目一一番七号
被相続人　亡　足立　彰三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

事務所　東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市材木町四〇二番地、最後の住所石川県小松市上荒屋町ソ四番地一〇
被相続人　亡　忠田キクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

石川県金沢市新神田四丁目一三番九号
相続財産管理人　司法書士　野坂ときこ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市東力一丁目一七二番地、最後の住所石川県金沢市千木町ヘ三三番地一
被相続人　亡　角島　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

事務所石川県金沢市松島二丁目六番地
相続財産管理人　西尾　佳織

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町河口六八番地、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町船津一五九二番地
被相続人　亡　野澤　成孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

山梨県南都留郡富士河口湖町小立二二四二番地二
相続財産管理人　司法書士　渡邊　哲

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府与謝郡与謝野町字三河内一五三九番地、最後の住所京都府与謝郡与謝野町字岩屋六〇〇番地三特別養護老人ホーム虹ヶ丘
被相続人　亡　奥仲　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十六日

京都府与謝郡与謝野町字三河内二〇三四番地
相続財産管理人　司法書士　岩﨑　文宏

## 第114期決算公告

平成23年6月24日　埼玉県羽生市大字上岩瀬392番地
**羽生プラスチック株式会社**
取締役社長　中村隆一郎

**貸借対照表の要旨**　（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 917,866 | 流動負債 | 1,555,371 |
| 固定資産 | 1,393,374 | 固定負債 | 55,635 |
| 有形固定資産 | 1,123,230 | 株主資本 | 697,929 |
| 無形固定資産 | 29,900 | 資本金 | 200,000 |
| 投資その他の資産 | 240,242 | 資本剰余金 | 10,314 |
| | | 資本準備金 | 10,314 |
| | | 利益剰余金 | 487,615 |
| | | 利益準備金 | 50,000 |
| | | その他利益剰余金 | 437,615 |
| | | （うち当期純損失） | (198,518) |
| | | 評価・換算差額等 | 2,304 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,304 |
| 資産合計 | 2,311,240 | 負債・純資産合計 | 2,311,240 |